

子育て世代包括支援センターにおける一時預かりの無料クーポン券の配布及び手数料の引き下げについて

【 1 . 事業目的】

・国は、家庭での保育の割合が高く、経済的にも支援が手薄な0歳児から2歳児までの低年齢期に焦点を当て、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行うため、「出産・子育て応援給付金」を創設した一方で、未就園児を保育する家庭に対して、保護者を一時的に子育てから解放し、体力的にも精神的にも余裕を生み出すことで、家庭での保育を行っている方も安心して子育てができるよう、一時預かりの利用促進を求めています。

これらを踏まえ、本市では「出産・子育て応援給付金」で行っている現金給付に追加して、現在、子育て世代包括支援センターや大城児童館で、保護者の外出やリフレッシュを目的として実施している一時預かりについて、無料(お試し)クーポン券の配布を行うとともに、手数料(利用料金)の見直しも行います。

【 2 . 取組内容】

- ◇出産後に子ども一人につき、一時預かりを無料で2回利用できる、(お試し)クーポン券を、子どもの4か月児健診時に配布。
- ◇一時預かりの利用料金を、子ども1人あたり1時間につき700円から、400円に引き下げるなど利用促進を図る。

【 3 . 開始時期】

- ・無料クーポン券の配布、利用料金の引き下げともに令和5年7月1日
(令和5年第2回定例会(6月議会)にて利用料金の引き下げに関する
条例改正案を上程)

【 4 . 無料クーポン券の対象者】

- ・本市で令和5年4月1日以降に生まれた子ども
- ・無料クーポン券は令和5年7月以降から配布を開始。有効期間は、子育て支援室の利用と同様に、生後6か月から3歳(年少前)までの子ども

【 5 . 周知方法】

・市ホームページ・広報で周知するとともに、親子健康手帳の配布窓口になる子育て世代包括支援センターや大城児童館でもチラシ、ポスターなどによる周知を行います。

【6. その他】

- ・無料クーポンのイメージ…大きさ 91mm×55mm
デザインは検討中のため、変更する場合があります。



利用した際に
穴をあけます。